

## 沖縄県生活環境保全条例（石綿関係規定）の改正案について

### 1、大気汚染防止法の改正を踏まえた条例の一部改正について

石綿含有吹き付け材（レベル1）及び石綿含有保温材及び断熱材（レベル2）に加えて、石綿含有成形板等（レベル3）が大気汚染防止法（以下「法」）改正により法の規制対象となり、令和3年4月から順次施行されています。**令和4年4月からは環境省・厚労省共通の電子システムによる事前調査結果の報告制度が新たにスタートします。**

沖縄県においては、平成28年度より、国の法体系を補う独自の制度として沖縄県生活環境保全条例（以下「条例」）によりレベル3について規制してきたところですが、法の規制がレベル3まで拡大し、上記電子報告制度が新設されたこと等を踏まえ、事業者負担等を考慮し、**条例による石綿に関する規定（紙文書による届出制度等）は廃止**することとしました。改正条例は令和4年4月1日施行予定です。（議会の審議等により変更になる可能性があります。）

### 2、条例から法の規制に移行する際の主な変更点（手続き関係）

改正前  
（条例）



発注者が届出  
（紙文書）

【作業実施届出要件】（レベル3）  
建築物又は工作物を解体・改造・補修する作業で  
延べ床面積80㎡以上のもの  
（耐火・準耐火建築物は延べ床面積80㎡未満も全て）

【届出先】  
沖縄県（保健所）



改正後  
（法）



元請業者が報告  
（電子）

【事前調査結果報告要件】  
建築物の解体：延べ床面積の合計80㎡以上  
建築物の改造・補修：請負金額の合計100万円以上  
工作物の解体・改造・補修：請負金額の合計100万円以上  
**！注意！石綿無しの場合も報告が必要です。**

【報告先】  
沖縄県（保健所）  
**那覇市**

補足

- ・那覇市内で実施する解体等工事については、県ではなく那覇市（中核市）に報告してください。
- ・事前調査自体は、建材レベル、建築年に関わらず、全ての解体等工事を実施する必要があります。
- ・報告要件未満の解体等工事についても、必要に応じて報告等を徴収する場合があります。

- 立入調査、パトロールの対象が拡大し、**事業所・営業所・その他の現場も対象になります。** 今後は現場等への立入検査、無届のパトロールをより一層強化します。
- **条例に基づく完了届は廃止**しますが、作業記録の作成・保存（3年）が義務付けられます。事業所等への立入検査で定期的に確認させていただきます。

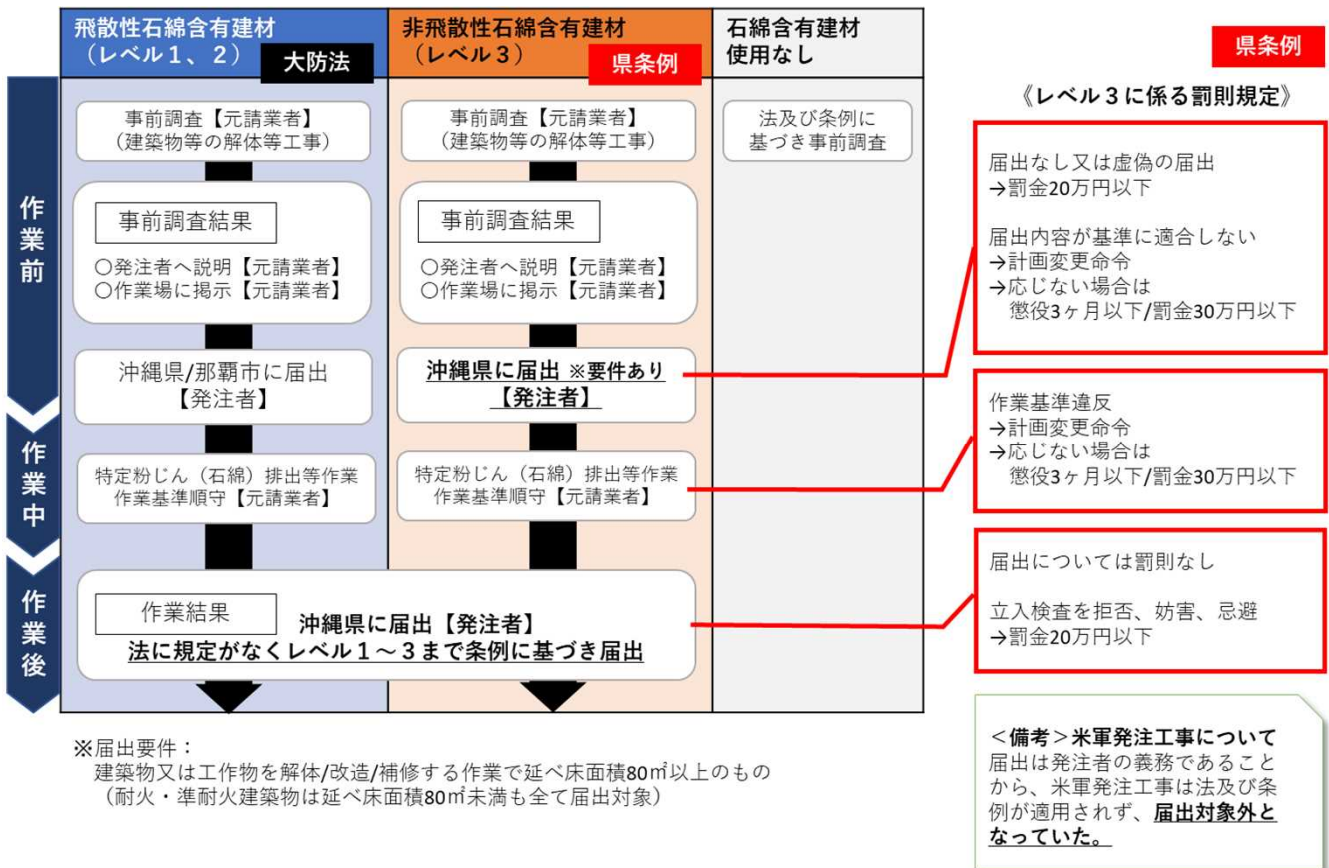
### 3、経過措置について（令和4年4月1日～令和4年4月14日）

- 条例から法の規制に移行する経過措置として、**令和4年4月14日までに着手する特定粉じん排出等作業**までは、従来どおり条例に基づく作業実施届出が必要です。
- 作業実施届出を提出した作業については、完了届出も提出をお願いします。

【お問い合わせ】 沖縄県環境部 環境保全課 大気環境班（TEL：098-866-2236 FAX：098-866-2240）  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/index.html>

# 【別紙】 条例改正後の手続きフロー図 及び 罰則規定について

## 条例改正前（～令和4年3月）



## 条例改正後（令和4年4月～）

